

節税レポート

平成 19年 6 月号

発行日 2007.6.4

今月のテーマ 人採用時の事務



1 人を採用したときの手続きは、社会保険関連の届出が中心となります。

処理内容	届出先	期日	その他
1. 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届	社会保険事務所	入社日から5日以内	添付書類 前職のある人--年金手帳 被扶養者のある人--被扶養者届 年金を受けている人--年金証書
2. 雇用保険 被保険者資格取得届	公共職業安定所	入社日の翌月10日 まで	前職のある人 --雇用保険被保険者証 携行するもの 労働者名簿 / 賃金台帳 / 出金簿
3 給与所得者の扶養控除等 申告書の受理	社内処理につき 届出不要		
4 所得税源泉徴収簿の作成 (給与台帳)	社内処理につき 届出不要		前職のある人 --前の会社の給与支払報告書

注意点

1 労災保険については特に届出必要ない		
2 取締役	雇用保険の被保険者に該当しない	使用人兼務役員は対象となる
	労働保険の労働者に該当しない	使用人兼務役員は対象となる 役員の特別加入制度あり
	厚生年金保険/健康保険の被保険者となる	
3 個人事業主 国民年金/国民健康保険に加入する		
4 高年齢者	健康保険 / 労災保険の加入対象者となる	
	雇用保険 65才まで	65才前から雇用し、そのまま引き続いて雇用している場合は加入し続ける
	厚生年金保険 70才以上は厚生年金保険 の負担ありません	平成19年4月1日以降は、70才以上で働いている人も減額された在職者年齢年金をうけとる。
5 パートタイマー	健康保険 / 厚生年金保険	正社員の3/4以上働く場合は、所得に関係なく被保険者になる。
	雇用保険	一週間の所定労働時間20時間以上 かつ、一年以上雇用される見込みの場合は、被保険者になる。
	労災保険	労災保険法上の労働者となる

発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818 FAX 03(5287)6819
Eメール info@okazaki-tax.com
URL <http://www.okazaki-tax.com>